

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上		担当部局庁	文化庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和38年度～終了年度未定		担当課室	文化財部記念物課		記念物課長 榎本 剛		
会計区分	一般会計		政策・施策名	XⅢ 文化による心豊かな社会の実現 XⅢ-2 文化財の保存及び活用の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化財保護法 第1条		関係する計画、通知等	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について(昭和45年12月18日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平城宮跡は、昭和37年に宮跡全体を国有地化する方針が決定され、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」によって国有地化の方針が決定されている。 史跡等に指定された地域内の土地等については、所在する遺跡等を保護するため、現状変更許可制度により規制がかけられている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地を買い上げるにより、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡の保全と活用を図るものである。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	398	1,256	557	562	676	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		繰越し等	14	-	-	-	-	
		計	413	1,256	557	562	676	
		執行額	412	1,250	553			
	執行率(%)	99.9%	99.5%	99.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の全史跡指定地の公有地化。		成果実績	㎡	1,642,262	1,665,160	1,681,405	2,359,412
			達成度	%	69.6	70.6	71.3	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の史跡指定地の買上げ面積		活動実績 (当初見込み)	㎡	16,966 (16,966)	22,898 (11,762)	16,245 (15,927)	- ()
単位当たりコスト	34,041 (円/㎡)		算出根拠	購入費用(円)÷購入面積(㎡)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	平城及び飛鳥・藤原宮跡地等購入費	562 百万円	676 百万円					
	計	562 百万円	676 百万円					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	平城宮跡等は、我が国の古代国家成立時の歴史と文化を理解する上で極めて重要な役割を果たしており、適切な史跡保全を図るために公有化は必要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	買上げに際して、価格の設定は、客観的な指標により行っており、適切なコストにより実施されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	買上げの面積の実績は、当初見込み以上のものになっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平城宮跡は、昭和37年に宮跡全体を国有地化する方針が決定され、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」によって国有地化の方針が決定されていることから、現在国の直轄事業として実施している。史跡の買上げについては、土地鑑定を行い価格を設定するなど客観的な指標を用いて実施しており、事業の適正化に努めている。今後も、関係各機関とさらなる連携を図りつつ、国有地化を進めていくものである。					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	1. 事業評価の観点: 本事業は、平城宮、藤原宮跡地及び飛鳥地区の土地について、国有地化の方針の下、国が直接買い上げる事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。 2. 所見: 本事業は長期にわたり実施しているものの、国有化の方針の下、地権者との協議に基づき必要な買上げを実施するものであることから、今後も計画的な取得に一層努めつつ、現在の事業内容を維持すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
【関係する計画、通知等】 ① 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画 URL: http://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heijo/activities/current/pdf/01/02_siry01.pdf#search='特別史跡平城宮跡保存整備基本'						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0480	平成23年	0430	平成24年	0426

※平成24年度実績を記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位: 百万円)

文化庁
553百万円

〔 史跡の売り渡しに同意した者
に対する史跡の保全を目的とした
買い取り 〕



【支出委任】

A.奈良県
553百万円



【随意契約・土地購入】

B.個人等
全19者
553百万円

〔 史跡等の保全を目的とした
史跡地の買い取り 〕

A.奈良県					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
購入費	土地等売却代価	553			
計		553	計		0
B.個人					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
購入費	土地等売却代価	95			
計		95	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	奈良県	買上げ費用	553	-	-

※支出委任であるため「入札者数」「落札率」は「-」としている

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	95	随意契約	-
2	奈良県農業協同組合	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	85	随意契約	-
3	個人B	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	45	随意契約	-
4	個人C	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	42	随意契約	-
5	個人D	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	42	随意契約	-
6	個人E	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	39	随意契約	-
7	個人F	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	36	随意契約	-
8	個人G	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	36	随意契約	-
9	個人H	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	32	随意契約	-
10	個人I	特別史跡藤原宮跡土地買上げ費用	25	随意契約	-